

障害者の機会均等化に関する標準規則

平成6年12月

国際連合総会

仮訳 / 総理府障害者対策推進本部担当室

まえがき

昨年12月20日、第48回国際連合総会において、「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択されました。

この標準規則の制定は、世界人権宣言や人権関係の諸条約が、障害者に対しても効果的に適用されるべきであるという認識の下に、平成2年5月の国際連合の経済社会理事会の決議に基づき、障害者の機会均等化のための世界的な標準規則が必要であることについて、加盟各国の見解の一致がみられたことが契機となりました。その後、国際連合の経済社会理事会の機能委員会である社会開発委員会に標準規則策定のために設置された作業部会の審議を経て、国際連合総会において採択されました。

この標準規則には、1982（昭和57）年第37回国際連

合総会で承認された「障害者に関する世界行動計画」の実現に向けて、加盟各国並びに国際連合が、医療、リハビリテーション、教育、雇用、社会保障などの分野における障害者問題に対して認識すべき標準的な指針が示されています。

本書は、関係者の便宜に供するため仮訳をしたものです。

障害者施策の一層の進展の一助となれば幸いです。

平成6年12月

内閣総理大臣官房参事官

障害者対策推進本部担当室長

小池将文

総会採択決議

〔第3委員会報告書〕

障害者の機会均等化に関する標準規則

総会は、

1990年5月24日の経済社会理事会決議1990/26が、専門機関、政府間機関、非政府間機関、特に障害者関係団体との密接な協力のもと、障害のある児童、青年及び成年の機会均等化に関する標準規則を作成するために、第32回社会開発委員会が任意拠出金を

財源として政府専門家によるアド・ホック・オープン・エンド作業部会を設立することを検討することを承認するとともに、社会開発委員会が作業部会を設立した場合には規則の起草を経済社会理事会1993年第1回通常会期での検討、第48回総会への提出のために完了するよう要請したことを想起し、

また、社会開発委員会が経済社会理事会決議1990/26に従って政府専門家によるアド・ホック・

オープン・エンド作業部会を設定することに決定した1991年2月20日の決議32/2を想起し、

その作業部会の協議に多くの国、専門機関、政府間機関及び非政府間機関、特に障害者関係団体が参加したことを感謝の意をもって留意し、

加盟各国の作業部会に対する寛大な経済的貢献に対しても感謝の意をもって留意し、

作業部会がそれぞれ5日間の3つの会期でマンドートを完了できたことを歓迎し、

障害者の機会均等化についての標準規則作成に関するアド・ホック・オープン・エンド作業部会の報告を評価の意をもって受領し、

作業部会報告書の標準規則草案に関する第33回社会開発委員会における討議に留意し、

- 1 本決議の付属の障害者の機会均等化に関する標準規則を採択する。
- 2 加盟各国に対し、国内の障害者政策計画の策定に当たり標準規則を適用するよう要請する。
- 3 加盟各国に対し、標準規則の履行に関する情報について特別報告者の要請に応ずるよう呼びかける。
- 4 事務総長に対し、標準規則の履行を促進し、第50回国連総会に報告するよう要請する。
- 5 加盟各国に対し、経済的に又は他の方法で標準規則の履行を支援するよう呼びかける。

第85回本会議

1993年12月20日

はじめに

背景と現在における必要性

1. 障害のある人々は世界中の至るところに、すべての社会のあらゆるレベルに存在する。世界中の障害者の人数は大きく、また今も増加している。

2. 機能障害の原因とそのもたらす影響は、世界各地で様々である。これらの違いはそれぞれの社会経済状況が異なり、また国により国民のために提供する福祉も一様ではないためである。

3. 現在の障害者施策は、過去200年の発展の結果である。多くの場合、それはそれぞれの時代の一般的な生活状況と社会・経済政策を反映している。しかし、障害の分野においては、障害のある人々の生活状況に影響を与えてきた多くの独特の事情もある。無知、無視、迷信、恐怖は、障害の歴史を通じて障害者を孤立させ、その発展を阻んできた社会要因である。

4. 長い時間をかけて、障害者政策は施設での初歩的な介護から障害を有する児童の教育や成人してから障害を有するようになった人々に対するリハビリテーションへと発展してきた。教育とリハビリテーションを通じて、障害のある人々はより行動的になり、障害者施策を一層発展させる推進力となった。障害のある人々、その家族や支持者たちの団体が形成され、これらの団体が障害のある人々のための状

況の改善に努力してきた。第二次世界大戦後、統合とノーマライゼーションの概念が導入されたが、これは障害のある人々の能力に対する認識の向上を反映するものである。

5. 1960年代の終わりに近づき、国によっては障害者関係団体が新しい障害の概念を打ち出し始めた。この新しい概念は、障害のある人々が経験する制限、彼らをとりにまく環境の設計と構造及び一般住民の態度の間の密接な関係を示している。同時に開発途上国における障害者の問題はますます注目されるようになった。いくつかの開発途上国においては、人口に占める障害のある人々の割合は非常に高いと推測され、また多くの場合、障害のある人々は非常に貧しい。

これまでの国際行動

6. 障害のある人々の権利は、国連やその他の国際機関が長い間大きく注目してきた問題である。1981年の国際障害者年の最も大きな収穫は、障害者に関する世界行動計画が国連総会において決議37/52で採択されたことであった。国際障害者年と世界行動計画は障害者施策の分野の進展のための強力な推進力となった。これらは共に障害のある人々がその他の市民と同様の機会を有し、経済や社会の発展によ

る生活状況改善の恩恵を等しく享受する権利を有することを強調した。また、ここで初めて、社会的不利は障害のある人々とその取り巻く環境との間の相関関係において捉えられた。

7. 「国連・障害者の十年」の中間点における障害者に関する世界行動計画の履行を評価するための世界専門家会議が、1987年にストックホルムにおいて開催された。この会議において、今後の行動の優先順位を示すために指針となる思想を展開すべきことが示唆された。この思想の基礎は、障害のある人々の権利に対する認識でなければならない。

8. また、この会議は、障害のある人々に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約を起草し、「国連・障害者の十年」の終了までに各国によって批准されるように、国連総会が特別会議を招集するよう勧告を行った。

9. この条約の骨子案は、イタリアによって準備され、第42回総会に提出された。更にこの条約案に関する提案が第44回総会においてスウェーデンによってなされた。しかし、いずれの場合も、条約を起草することが適当であるとのコンセンサスを得るに至らなかった。多くの代表の意見は、既存の人権に関する文書は障害のある人々とその他の人々と同等の権利を保障するものであると思われるというものであった。

標準規則に向けて

10. 国連総会の審議に従って、1990年経済社会理事会第1回通常会期は異なった種類の国際文書の作成に取り組むことに最終的に合意した。経済社会理事会は、決議1990/26により、専門機関、政府間機関、非政府間機関、特に障害者関係団体との密接な協力のもと、障害のある児童、青年及び成年の機会均等化に関する標準規則を作成するために、第32回社会開発委員会が任意拠出金を財源として政府専門家によるアド・ホック・オープン・エンド作業部会を設立することを検討することを承認した。また、理事会は委員会に対し、規則の起草を経済社会理事会1993年第1回通常会期での検討、第48回総会への提出のために完了するよう要請した。

11. 引き続き、第45回総会第3委員会の討議において、障害者の機会均等化に関する標準規則の作成に

関する新しいイニシアティブに対し幅広い支持が表明された。

12. 第32回社会開発委員会において、標準規則に向けた新しいイニシアティブは多くの代表の支持を得て、討議を経て決議32/2が採択され、その中で経済社会理事会決議1990/26に従ってアド・ホック・オープン・エンド作業部会の設立が決定された。

障害者の機会均等化に関する標準規則の目的と内容

13. 障害者の機会均等化に関する標準規則は「国連・障害者の十年」（1983 - 1992）の間に得られた経験をもとにして展開された。世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約から成る国際人権章典及び障害者に関する世界行動計画は、これらの規則の政治的、道徳的基礎をなす。

14. これらの規則は拘束力は有しないが、これらの規則が国際法として尊重するという意図をもって多くの国で適用されれば、国際習慣規則となることができる。これらの規則は機会の均等化に向けた各国としての強力な道徳的及び政治的なコミットメントを包含するものであり、責任、行動、協力のための重要な原則が示されており、生活の質と完全参加と平等を達成するために決定的重要性を有する分野が選出されている。これらの規則は施策決定並びに障害のある人々及び障害者関係団体の活動の手段となるものである。また、これらの規則は各国、国連及びその他国際機関の間の技術・経済協力のひとつの基礎を提供する。

15. これらの規則の目的は障害のある少女、少年、女性、男性がそれぞれの社会の市民として、その他の人々と同じ権利と義務を行使できることを確保することである。世界中のすべての社会において、障害のある人々が権利と自由を行使することを妨げる障壁がまだ存在し、これが、障害のある人々が社会活動に完全に参加することを難しくしている。このような障壁を取り除くために各国は適当な手段をとる責任がある。障害のある人々と障害者関係団体は、この過程においてパートナーとして積極的な役割を

果たすべきである。障害者の機会均等化は、人的資源を動員するための一般的かつ世界的な努力に対する重要な貢献である。女性、児童、高齢者、貧しい人々、移住労働者、二重または三重の障害を有する人々、先住の人々及び人種的少数者等のグループには特に注意を向ける必要があるであろう。更に、注意を要する特別なニーズをもった障害のある難民が数多く存在する。

障害者施策における基本概念

16. 下記に説明する概念はこの規則全般に現れるものである。これらは本質的には障害者に関する世界行動計画の概念の上に構築されている。「国連・障害者の十年」の間の進展を反映している場合もある。

機能障害と社会的不利

17. 「機能障害」という言葉は、世界中のすべての国のいかなる住民にも起きる非常に多くの様々な機能的な制限を総称するものである。人々は身体的、知的、又は知覚的能力低下、又は、医学的症状又は精神病によって能力を奪われているかもしれない。このような能力低下、症状又は病気は性質により永久的なものも一時的なものもある。

18. 「社会的不利(ハンディーキャップ)」は、他者と同じレベルで地域生活に参加する機会を失うこと又は制限されることである。「社会的不利」という言葉は障害のある人々と環境の遭遇を描いている。この言葉の目的は、障害のある人々が平等な条件における参加を妨げる、例えば情報、コミュニケーション及び教育といった環境及び社会の多くの組織活動の有する欠如している部分に焦点を当てることにある。

19. これら「機能障害」と「社会的不利」という2つの言葉の使用は、近代の障害の歴史に照らして見るべきものである。1970年代には、障害者関係団体の代表者と障害の分野の専門家の間でその時代の用語に対して強い反発があった。機能障害と社会的不利という言葉はしばしば曖昧にまた混同して使用され、施策を決定したり、政治的な行動を取るための指針としては満足なものではなかった。この用語は医療的及び診断的なアプローチを反映したもので、周囲を取り巻く社会の不完全さや不十分さを無視し

たものであった。

20. 1980年に、世界保健機関はより正確で同時に相対的なアプローチを示す能力低下、機能障害、社会的不利の国際的な分類を採用した。この分類は能力低下、機能障害、社会的不利を明確に区別するものである。これは、リハビリテーション、教育、統計学、施策、法制、人口学、社会学、経済、人類学などの分野において広く使用されている。社会的不利という言葉の定義に関しては、その分類があまりに医学的で、また個人に焦点を当てすぎており、社会状況又は社会の期待と個人の能力の関係が十分に明確でないと考えている者もいる。これらの憂慮を含めこの分類が発表されて以来12年の間にこの分類を使用した人々によって示されたその他の指摘は、将来の再検討の際に考慮されるであろう。

21. 世界行動計画の履行により得られた経験と「国連・障害者の十年」の間に行われた一般的な討議によって得られた結果として、障害の問題と使用される用語に関する知識が深まり、理解が広まった。現在使用されている用語は個人のニーズ(リハビリテーションや技術的な援助)と社会の欠如部分(参加に対する様々な障壁)の両方への取り組みの必要性を認めるものである。

予 防

22. 予防とは身体的、知的、精神的、又は知覚的な能力低下を防ぐこと(一次予防)、又は能力低下が永久的な機能の制約や機能障害を引き起こすことから防ぐこと(二次予防)を目的とした行動を意味している。予防にはプライマリー・ヘルスケア、出産前後の子供のケア、栄養教育、伝染性疾病に対する予防注射キャンペーン、風土病のコントロール対策、安全規則、職業に起因する障害と疾病を予防するための職場の改善を含む様々な環境における事故の予防プログラム、そして環境汚染や武力紛争から起こる障害の予防といった様々な種類の行動が含まれる。

リハビリテーション

23. リハビリテーションは障害のある人々が各々の最大限の身体的、知覚的、知的、精神的及び(又は)社会機能のレベルに達し、それを維持できるようにすることにより、より自立した生活に向けた変化のための手段を提供することを目的とした過程で

ある。リハビリテーションは機能を提供し回復する手段、又は失われたり欠如している機能あるいは機能的制約を埋め合わせるための手段を含むであろう。リハビリテーションの過程は初期の治療行為を含まない。それは、より基本的で一般的なリハビリテーションからの、例えば職業リハビリテーションの目標を定めた活動までの広い範囲の手段と活動を含んでいる。

機会の均等化

24．機会の均等化とは、それを通じてサービス、活動、情報、資料等の社会の様々な仕組みや環境がすべての人々、特に障害のある人々に利用できる過程を意味する。

25．平等の権利の原則とは、いかなる人のニーズも等しく重要で、そのニーズは社会計画の基礎とされ

なければならない、すべての資源はすべての個人が等しく参加の機会を有することを確保するような方法で利用されなければならないということを意味する。

26．障害のある人々は社会の構成員であり、地域社会の中で生活する権利を有する。障害のある人々は教育、健康、雇用及び社会サービスの通常の構造の中で必要とする支援を受けるべきである。

27．障害のある人々が他の人々と等しい権利を達成するに伴い、障害のある人々は他の人々と等しい義務も有するべきである。障害のある人々が他の人々と等しい権利を達成するにつれて、社会は障害のある人々に対する期待を増大させるであろう。機会の均等化の過程の一部として、障害のある人々が社会の一員としての十分な責任を担うための支援を行う用意がなされなければならない。

前 文

各国が、国連憲章のもとで、より高い生活水準、完全雇用及び経済的、社会的進歩及び発展の促進のため国連と協力して共同あるいは単独の行動をとることを誓約したことに留意し、

国連憲章で宣言されている人権と基本的自由、社会的正義、人間の尊厳と価値に対する責務を再確認し、

世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約及び市民的及び政治的権利に関する国際規約に定められた国際人権基準を特に想起し、

それらの文書はそこで認められている権利が差別なくすべての人に平等に適用されるべきと宣言していることに留意し、

障害を理由に差別することを禁止するとともに障害を有する児童の権利を保護するための特別な措置を講じることを求める児童の権利に関する条約の条項、及び障害に対して幾らかの保護規定を置いているすべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約を想起し、

また、障害のある少女及び女性の権利を守るための女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の条項を想起し、

障害者権利宣言、精神薄弱者の権利に関する宣言、社会進歩及び開発に関する宣言、精神障害者の保護

とメンタル・ヘルスケアの改善のための原則及びその他の国連総会で採択された関連する文書を考慮し、

また、国際労働機関によって採択された関連条約と勧告、特に障害者の差別なき雇用への参加に関する言及も考慮し、

国連教育科学文化機関、世界保健機関、国連児童基金、その他関連する機関の関連する勧告と作業、特に、万人のための教育に関する世界宣言に留意し、環境の保護に関して各国によってなされた約束を考慮し、

武力紛争による荒廃に留意し、武器の生産のために乏しい資源が使用されていることを遺憾に思い、

障害者に関する世界行動計画及びその中の「機会均等化」の定義がこれらの国際文書及び勧告に実用的で具体的な意味合いを与えることに対する国際社会としての熱心な情熱を認識し、

世界行動計画を履行するという「国連・障害者の十年」（1983 - 1992）の目的がまだ有効であり、緊急で継続的な行動を必要としていることを認め、

世界行動計画は開発途上国と先進国において等しく有効な概念に基づいていることを想起し、

完全で等しい人権の享受と障害のある人々の社会参加を達成するためには大きな努力が必要であることを確信し、

障害のある人々，その両親，保護者，代理人と団体は彼らの市民的，政治的，経済的，社会的及び文化的権利に影響を与えるすべての手段の計画と実行において，国家の活動的なパートナーとならなければならないことを再度強調し，

1990年5月24日の経済社会理事会決議1990/26に従うとともに，障害のある人々が他の者との平等を達成するために求められる世界行動計画に詳細に列挙された特別の措置に準拠して，

各国は，下記に示す事項のために障害者の機会均等化に関する標準規則を採択した。

(a) 障害の分野におけるすべての行動は，障害のある人々の状況及び特別なニーズに関する十分な知識と経験を前提とすること。

(b) 社会組織のすべての面をすべての人々に利用できるものにする過程が社会経済発展の基本目的であることを強調すること。

(c) 適当な場合には技術及び経済協力を積極的に促進することを含む，障害の分野における社会政策の重要な局面の概略を明らかにすること。

(d) 機会均等化達成のために必要な政治的意思決定過程のモデルを提供すること。ただし，技術的，経済的レベルの大きな差異，過程はそれが実施される文化的文脈に対する深い理解を反映したものでなければならないという事実及びその過程における障害のある人々の重要な役割を留意したものでなければならない。

(e) 各国，国連各機関・その他の政府間機関及び障害者関係団体との間の緊密な協力のために国内機構をつくることを目的とすること。

(f) 各国における障害者の機械均等化実現のための過程を監視するために効果的な方策を提案すること。

平等参加のための前提条件

規則 1 理解の促進

各国は，障害のある人々の権利，ニーズ，潜在的能力，貢献について社会での理解を促進するための行動をとらなければならない。

1. 各国は，責任ある当局が障害者，その家族，この分野の専門家，一般大衆が利用できる計画とサービスについての最新の情報を提供することを確保しなければならない。障害のある人々に対する情報は利用しやすい形で提示されなければならない。

2. 各国は，障害のある人々が他者と同じ権利と義務を有する市民であるというメッセージを伝え，完全参加に対する障壁を取り除く手段を正当化するような障害のある人々及び障害者施策に関するインフォメーション・キャンペーンを開始し，支援しなければならない。

3. 各国は，マスメディアによって障害のある人々を肯定的に紹介することを勧奨しなければならない。障害者関係団体はこの事項に関して協議を受けなければならない。

4. 各国は，公の教育計画がすべての面において完全参加と平等の原則を反映することを確保しなければならない。

5. 各国は，障害に関する公の教育計画に参加するよう，障害のある人々とその家族及び障害者関係団体に対し求めなければならない。

6. 各国は，民間企業が活動のあらゆる面に障害の問題を含めるように奨励しなければならない。

7. 各国は，障害のある人々が自らの権利と能力についての理解を高めることを目的とするプログラムを開始し，促進しなければならない。障害のある人々の自己依存及び権利・能力に対する理解が高まれば，障害のある人々が利用できる機会を活用することが促進されるであろう。

8. 理解の促進は，障害のある児童の教育とリハビリテーション計画の重要な部分とならなければならない。障害のある人々が自分たちの組織活動を通じて理解の促進について助け合うことも可能であろう。

9. 理解の促進は，すべての児童の教育の一部となるべきであり，教員養成コースとすべての専門家の訓練の一部とならなければならない。

規則 2 医療介護

各国は，障害のある人々への効果的な医療介護の提供を確保しなければならない。

1. 各国は、能力低下の早期発見、評価と治療のための諸専門分野の専門家からなるチームによって運営される計画の提供に向けて作業を行わなければならない。これは障害による影響を防ぎ、減らし、なくす効果があろう。このような計画はそれぞれの個別のレベルにおいて障害のある人々やその家族が、また計画や評価のレベルにおいて障害者関係団体が十分に参加することを確保しなければならない。
2. 地方のコミュニティ・ワーカーは、能力低下の早期発見、初歩的な援助の提供と適切なサービスの紹介活動のような分野に参加することを訓練されなければならない。
3. 各国は、障害のある人々、特に幼児や児童がその他の社会の構成員と同じシステムで医療介護が受けられるようにすることを確保しなければならない。
4. 各国は、すべての医療従事者及び準医療従事者が障害のある人々に対して医療介護を行うことができるように十分訓練され、設備が整えられること、また適切な治療方法及び技術を利用できることを確保しなければならない。
5. 各国は、医療従事者、準医療従事者及び関係者が十分に訓練され、子供に対する選択肢を制限するような誤った忠告を親に与えないことを確保すること。この訓練は継続して行われ、利用できる最新の情報に基づいたものでなければならない。
6. 各国は、障害のある人々が機能レベルの維持又は向上のために必要な一定の治療と投薬を受けることができることを確保しなければならない。

規則 3 リハビリテーション*

各国は、障害のある人々の自立と機能が最高のレベルに達し、またそれを維持することができるような、障害のある人々のためのリハビリテーション・サービスの提供を確保しなければならない。

1. 各国は、すべてのグループの障害のある人々のために国内のリハビリテーション計画を策定しなければならない。このような計画は個々の障害のある人々の実際のニーズと完全参加と平等の原則に基づかなければならない。
2. このような計画は、影響を受けた機能を改善又は補うための基本的技能訓練、障害のある人々及びその家族に対するカウンセリング及び評価あるいは

ガイダンスのような特別の目的を有するサービスなどの広い範囲の活動を含まなければならない。

3. 重度及び（あるいは）複数の障害を有する人々を含む、リハビリテーションを必要とするすべての障害のある人々は、リハビリテーションを利用できなければならない。

4. 障害のある人々とその家族は、自らに関係するリハビリテーション・サービスの計画と編成に参加することができるようにしなければならない。

* リハビリテーションは、障害者施策の中で基本的な概念であり、上述の序文の23パラグラフに定義してある。

5. すべてのリハビリテーション・サービスは、障害のある人々が住んでいる地域社会において利用できなければならない。しかし、ある訓練目的達成のために特別に時間の限られたリハビリテーション・コースが、適当な場所には居住方式を含めて、編成される場合もあり得る。

6. 障害のある人々とその家族は、リハビリテーションに、例えば、訓練された教員、インストラクター又はカウンセラーとして自分自身が参加するように奨励されなければならない。

7. 各国は、リハビリテーション計画を作成したり評価する際に障害者関係団体の専門知識を求めなければならない。

規則 4 支援サービス

各国は障害のある人々が日常の生活の自立のレベルの向上及び権利の行使を支援するために、障害のある人々に対する福祉機器を含む支援サービスの開発及び供給を確保しなければならない。

1. 各国は、障害のある人々のニーズに応じた福祉機器・器具、個人的な援助、通訳サービスを機会の均等化のための重要な方法として提供することを確保しなければならない。
2. 各国は、福祉機器・器具の開発、生産、流通及びアフターサービスとそれらについての知識の普及を支援しなければならない。
3. これを達成するために、一般に入手できる技術的ノウハウを利用しなければならない。ハイテク産業が利用できる各国では、福祉機器・器具の規格と効率を改善するために十分に利用されなければならない

ない。現地の材料や生産設備を利用できる場合には、簡単に安価な福祉機器の開発を奨励することが重要である。障害のある人々自身はこれらの機器の生産に参加できるであろう。

4．各国は、福祉機器を必要とするすべての障害のある人々は、適当な場合には財政的利便性を含め、それらの福祉機器を利用できなければならないことを認めなければならない。これは福祉機器・器具は無料又は障害のある人々やその家族がそれを購入することのできるような価格で提供されなければならないことを意味している。

5．福祉機器・器具の提供のためのリハビリテーション計画において、各国は福祉機器・器具のデザイ

ン、耐久性、年齢に対する妥当性に関して障害のある少女や少年が有する特別な必要性を考慮に入れなければならない。

6．各国は、個別支援計画、通訳サービスを、特に重度及び（あるいは）複数の障害を有する人々のために、開発し提供することを支援しなければならない。そのようなプログラムは、家庭、仕事、学校及び余暇活動における障害者の参加のレベルを向上するであろう。

7．個別支援計画は、計画を利用する障害のある人々がその作成方法に決定的な影響を有するような方法で策定されなければならない。

平等参加のための目標分野

規則 5 利便性

各国は、社会のすべての側面での機会均等化の過程で利用しやすさということが全般的に重要であることを認識しなければならない。あらゆる種類の障害のある人々に対して、各国は、(a) 物理的な環境を利用しやすいものにするための行動計画を導入し、(b) 情報及びコミュニケーションへの機会を提供するための手段を講じなければならない。

(a) 物理的な環境へのアクセス

1．各国は、物理的な環境における参加への障壁を取り除くための手段を開始しなければならない。このような手段は、例えば住宅、ビル、公共交通機関及びその他の輸送方法、街路やその他屋外環境などの社会の様々な分野においての利便性を確保するために基準とガイドラインを設け、また、法律を制定することを検討するものでなければならない。

2．各国は、建築家、建築技師及びその他の物理的な環境の設計や建設に専門的な立場で参加する人々が障害者施策と利便性の達成の方法に関する十分な情報を入手できることを確保しなければならない。

3．利便性のために必要な事項は、設計の開始の段階から物理的な環境の設計と建設に含まなければならない。

4．障害者関係団体は、利便性の基準や規範を作成する際に協議を受けなければならない。また公共の

建設プロジェクトが計画されるときには、最大限の利便性を確保するためにその地域において初期の計画段階から関与しなければならない。

(b) 情報とコミュニケーションへのアクセス

5．障害のある人々及び、適当な場合には、その家族及び代理人は、すべての段階において診察、権利及び利用できるサービスと計画についての十分な情報が利用できる機会が与えられなければならない。このような情報は、障害のある人々が利用できる形で提供されなければならない。

6．各国は、障害のある人々の様々なグループが情報サービスと文書を利用できるようにする方策を開発しなければならない。点字、テープ・サービス、大きな字での印刷、その他適当な技術が目の不自由な人々が言語情報を利用できるように使用されなければならない。同様に、耳の不自由な人々または理解の困難な人々が言語情報を利用できるように適当な技術が使用されなければならない。

7．聴覚障害のある児童の教育、家族や地域社会における手話の使用が考慮されなければならない。手話の通訳サービスの提供もまた聴覚障害のある人々とその他の人々とのコミュニケーションを促進するために提供されなければならない。

8．また、その他のコミュニケーションが不自由な人々のニーズも考慮されなければならない。

9．各国は、伝達媒体、特にテレビ、ラジオ、新聞

がそのサービスを利用しやすくするように奨励しなければならない。

10．各国は、一般大衆に提供される新しいコンピュータ化された情報とサービスシステムを最初から障害のある人々が利用しやすいように作成され、または障害のある人々が利用できるように適合したものであることを確保しなければならない。

11．障害者関係団体は、情報サービスが利用しやすいようにする手段を開発する際には協議を受けなければならない。

規則 6 教育

各国は、障害のある児童、青年、成人に対する統合された環境における初等、中等、高等教育の機会均等の原則を認めなければならない。各国は、障害のある人々に対する教育が、教育制度の中で不可欠の一部をなすことを確保しなければならない。

1．教育当局は、統合された環境で障害のある人々に対する教育が行われることへの責任を有する。障害のある人々に対する教育は国の教育計画、教育課程開発及び学校組織の不可欠の一部をなさなければならない。

2．障害のある児童を受け入れる学校における教育は、通訳及びその他適当な支援サービスの提供を前提とする。様々な障害のある人々のニーズを満たすために工夫された十分なアクセスビリティと支援サービスが提供されなければならない。

3．保護者の組織と障害者関係団体はすべての段階において教育プロセスに関与するようにされなければならない。

4．義務教育の行われている国においては、最も重度のものを含む、すべての種類及び程度の障害のある少女及び少年に教育が提供されなければならない。

5．次の分野に特別の注意が払われなければならない。

(a) 障害のある非常に幼少の児童

(b) 障害のある就学前の児童

(c) 障害のある成人、特に女性

6．障害のある人々に対する教育の提供を普通の一般教育に適応させるために、各国は、

(a) 学校や地域社会において理解され受け入れられる、明確にされた方針を有さなければならない。

(b) 教育課程の柔軟性、追加及び変更を認めなければならない。

(c) 質の高い教材、継続的な教員の研修及び支援教員を提供しなければならない。

7．統合教育と地域に根ざしたプログラムは、障害のある人々に対して費用効果の高い教育と訓練を提供する上で補完的なアプローチとして捉えられなければならない。国の地域に根ざしたプログラムは、地域社会が障害のある人々に対して提供する地域の教育のため、自らの資源を使用し発展させることを助長しなければならない。

8．通常の学校システムが、まだすべての障害のある人々のニーズを十分に満たさない場合には、特殊教育が考慮されることとなる。特殊教育は、通常の学校システムにおける教育のために生徒を準備することを旨としたものでなければならない。かような教育の質は一般教育と同じ基準と目標を反映し、密接に関連したものでなければならない。最低限、障害のある生徒は障害のない生徒と同じ量の教育資源を与えられなければならない。国は特殊教育サービスの普通の一般教育との漸進的な統合を目指さなければならない。場合により特殊教育は障害のある一部の生徒に対する最も適切な教育形態として現行においては考慮されることがあることが認められる。

9．聾者及び盲聾者には特別なコミュニケーション手段が必要であるため、これらの人々の教育は、このような人々のための学校あるいは普通の学校における特殊学級又は特別の単位でより適当に行われるであろう。最初の段階では、特に聾者及び盲聾者が効果的なコミュニケーション技術を習得し、最大限の自立に結びつくような文化的な配慮をした指導に特別の注意を払う必要がある。

規則 7 雇用

各国は、障害のある人々が特に雇用の分野に関して自らの人権を行使できるように力づけられなければならないという原則を認めなければならない。障害のある人々は農村部と都市部の双方において、労働市場において生産的で収入が得られる雇用に対する平等な機会を有さなければならない。

1．雇用の分野における法律と規則は障害のある人々

を差別してはならず、その雇用に関して障壁を設けてはならない。

2. 各国は、障害のある人々の一般雇用への統合を積極的に支援しなければならない。この積極的な支援は、様々な方法、例えば職業訓練、インセンティブを目指した割り当て制度、予約又は指名雇用、小規模事業のためのローン又は贈与、排他的契約又は優先生産権、税制上の優遇措置、契約の遵守又は障害者を雇用する企業に対するその他の技術的又は経済的援助を通じて行うことができよう。各国はまた、雇用者に対して障害のある人々を受け入れるために合理的な調整を行うように奨励しなければならない。

3. 各国の行動計画には次のものが含まれなければならない。

(a) 様々な障害のある人々が利用できるように職場とその敷地を設計・改造する方法。

(b) 障害のある人々が雇用され、その雇用が継続するようにするために、新しい技術の使用、福祉機器・器具・装備の開発と生産及び障害者がそれらの機器と装備をより入手しやすいようにするための支援。

(c) 適当な訓練、授産及び人的援助や通訳サービスのような継続的な支援の提供。

4. 各国は、障害のある労働者に対する否定的な態度と偏見を克服するために企画された大衆の理解促進キャンペーンを開始し支援しなければならない。

5. 各国は、雇用主として公の部門における障害のある人々の雇用により有利な環境をつくらなければならない。

6. 国、労働組合及び雇用主は公平な募集、昇格方針、雇用状態、給与率、傷害や機能低下を防止するための労働環境の改善方法及び職場でけがを負った従業員のリハビリテーションの方法を確保するために協力しなければならない。

7. 障害のある人々が開かれた労働市場で雇用されることが常に目的とされなければならない。一般雇用の中でニーズが満たされない障害のある人々のためには、援護あるいは支援を受けた小さな雇用単位が代替のものとなるであろう。このような計画の質は、障害のある人々に対し労働市場において雇用を得る機会を提供するための妥当性及び有効性の観点より評価されることが重要である。

8. 民間及びインフォーマルな部門における訓練と

雇用計画に障害のある人々も含める措置が取られなければならない。

9. 各国、労働組合及び雇用主は、フレックスタイム、パートタイム労働、仕事の分担、自営、付き添い介護を含む訓練と雇用の機会を創出するすべての方法に関して障害者関係団体と協力しなければならない。

規則 8 収入の維持と社会保障

各国は、障害のある人々のために社会保障と収入の維持を提供する責任を有する。

1. 各国は、障害又は障害に関係する要因のために、一時的に収入がなくなったり、減少したり、又は雇用機会を断られたりした障害のある人々に対して十分な収入を援助することを確保しなければならない。各国は障害のために障害のある人々やその家族が頻繁に必要なとする費用を考慮に入れた援助が行われることを確保しなければならない。

2. 社会保障、社会保険、又はその他の社会福祉計画が存在し、あるいは一般国民のためにそのような制度が計画中的である国々において、各国はそのような制度が障害のある人々を排除あるいは差別したりしないことを確保しなければならない。

3. 各国はまた、障害のある人々の介護を引き受ける個人に対する収入の支援及び社会保障の保護の提供を確保しなければならない。

4. 社会保障制度は、障害のある人々が収入を得る能力を回復するためのインセンティブを含まなければならない。このような制度は職業訓練の組織、開発及び資金供与を行うか、あるいはそれに寄与しなければならない。このような制度は授産サービスの援助も行わなければならない。

5. 社会保障計画は、また、障害のある人々が収入を得る能力を確立あるいは再び確立するために、求職するインセンティブを提供しなければならない。

6. 収入の援助は、障害の状態が障害のある人々が求職することを断念させるものである間は継続されなければならない。それは、障害のある人々が十分に安定した収入を得た場合にのみ減額され、あるいは終了する。

7. 社会保障の大きな部分が民間に与って提供されている国々では、各国は障害のある人々に対する自

助の手段、雇用あるいは雇用関連活動へのインセンティブを開発するよう地域社会、福祉団体及び家族を奨励しなければならない。

規則 9 家族生活と個人の尊厳

各国は、障害のある人々の家族生活への十分な参加を促進しなければならない。各国は個人の尊厳に関する権利を促進し、法律が障害のある人々に対して性的関係、結婚、親であることに関し差別を行うことのないよう確保しなければならない。

1. 障害のある人々は、家族と共に住めるようにしなければならない。各国は家族カウンセリングに障害と障害が家族生活に与える影響に関する適当なモジュールを含めなければならない。負担軽減サービス及びホームヘルプサービスが障害のある人々を持つ家族に利用できるようにしなければならない。各国は障害のある児童あるいは成人を養育あるいは養子にしたいと望む人々に対するすべての不必要な障害を取り除かなければならない。

2. 障害のある人々は、性的経験を行い、性的関係を持ち、親となる経験をする機会を否定されてはならない。障害のある人々が結婚したり、家族を形成することの困難さを考慮して、各国は適当なカウンセリングが利用できるように奨励しなければならない。障害のある人々は家族計画の方法及び自分の身体の性的機能についての利用できる形の情報について、その他の人々と同じ機会を有しなければならない。

3. 各国は、障害のある人々、特に障害のある少女や女性の結婚、性、親になることに対するいまだ社会に広く残存する否定的な態度を変化させる方策を促進しなければならない。マスメディアは、このような否定的な態度を除去するために重要な役割を果たすように奨励しなければならない。

4. 障害のある人々とその家族は、性的な及びその他の形態の虐待に対して注意を払うよう十分に知らされなければならない。障害のある人々は、特に家族、地域社会、又は組織の中で虐待を受けやすいので、虐待されることを避けるのか、虐待が起こった場合にはいかにそれを認識し、そのような行為を報告するのかにつき教育される必要がある。

規則 10 文化

各国は、障害のある人々が平等に文化的活動に統合され、参加できることを確保するであろう。

1. 各国は、障害のある人々が、都市部あるいは農村部のいずれに居住している場合でも自らのためだけでなく、地域社会を豊かにするために自らの創造的、芸術的・知的能力を使用する機会を持つことを確保しなければならない。このような活動の例としてはダンス、音楽、文学、演劇、造形美術、絵画、彫刻がある。特に開発途上国においては操り人形、吟唱、語り手等の伝統的又は現代的な芸術が強調されなければならない。

2. 各国は、障害のある人々が劇場、博物館、映画館、図書館などの文化活動及びサービスを行っている場所の利便性や利用の可能性を促進しなければならない。

3. 各国は、障害のある人々が文学、映画、演劇を利用できるようにするための特別の技術の開発と使用を開始しなければならない。

規則 11 レクリエーションとスポーツ

各国は、障害のある人々に対しレクリエーションとスポーツへの平等の機会を確保するであろう。

1. 各国は、レクリエーション及びスポーツの場所であるホテル、海岸、スポーツ・アリーナ、体育館等を障害のある人々が利用できるようにする手段を考案しなければならない。このような手段は利便性の方法、参加・情報・訓練プログラムの開発計画を含むレクリエーション及びスポーツ計画におけるスタッフに対する援助を含まなければならない。

2. 観光関係当局、旅行代理店、ホテル、ボランティア組織及びその他レクリエーション活動や旅行に関与する機関は、障害のある人々の特別のニーズを考慮に入れたサービスをすべての人々に提供しなければならない。この過程を支援するために適当な訓練が提供されなければならない。

3. スポーツ組織は、障害のある人々がスポーツ活動に参加する機会を開発するように奨励されなければならない。スポーツを行う場所へ行く方法を工夫するだけで参加の機会が開かれる場合もあろう。そうでない場合には、特別の措置や特別の試合が必要

となろう。各国は障害のある人々の国家的及び国際的行事への参加を支援しなければならない。

4. スポーツ活動に参加している障害のある人々は、他の参加者と同じ質の指導と訓練を受ける機会を有さなければならない。

5. スポーツ及びレクリエーションの企画者は、障害のある人々のために新しいサービスを開発する際には障害者関係団体と協議しなければならない。

規則 1 2 宗 教

各国は、それぞれの地域社会の宗教生活に障害のある人々が等しく参加できるような方法を奨励するであろう。

1. 各国は、宗教機関と協議して、差別を撤廃し、障害のある人々が宗教活動に参加できるようにすることを奨励しなければならない。

2. 各国は、宗教団体及び組織に対して障害についての情報の配付を奨励しなければならない。各国は、また宗教職に対する訓練及び宗教教育計画において障害者施策についての情報を含めるように宗教機関に奨励しなければならない。

3. 各国は、また視覚障害のある人々が宗教文学に接することができるよう奨励しなければならない。

4. 各国及び（あるいは）宗教団体は、宗教活動における平等参加のための方法を検討する際に障害者関係団体と協議を行わなければならない。

履行方法

規則 1 3 情報と調査

各国は、障害のある人々の生活状況についての情報を収集・配付し、障害のある人々の生活に影響を与える障壁を含むあらゆる面についての包括的な調査を促進する最終的な責任を有する。

1. 各国は、定期的な間隔で、障害のある人々の生活状況に関する男女別統計等の情報を収集しなければならない。このようなデータの収集は国勢調査や家庭調査と関連して行うことも可能であり、とりわけ大学、研究機関及び障害者関係団体と緊密に協力して行うことも可能である。このデータの収集は計画、サービスとその使用に関する問題を含まなければならない。

2. 各国は、利用可能なサービスと計画及び様々な障害のある人々のグループに関する統計を含むような障害に関するデータ・バンクの設立を検討しなければならない。各国は、個人のプライバシーと個人の尊厳を守る必要性に留意しなければならない。

3. 各国は、障害のある人々とその家族の生活に影響を与える社会、経済及び参加に関する事項の調査計画を開始し支援しなければならない。そのような調査は障害の原因、種類、頻度並びに既存の計画の利用可能性とその効率及びサービスと支援方法の開発と評価の必要性に関する研究を含まなければならない。

4. 各国は、障害者関係団体と協力して国内調査実施における用語及び基準の開発と採用を行わなければならない。

5. 各国は、データの収集及び調査において障害のある人々の参加を助長しなければならない。このような研究を行うために各国は特に資格を有する障害のある人々の採用を奨励しなければならない。

6. 各国は、調査結果及び経験の交換を支援しなければならない。

7. 各国は、障害についての情報と知識を全国、地域及び地方のすべての政治的及び行政的レベルに配付する方法を取らなければならない。

規則 1 4 施策決定と計画

各国は、障害の側面がすべての関連する施策決定と国内計画に含まれることを確保するであろう。

1. 各国は、全国レベルでの障害者施策に関する十分な施策を開始、立案し、地域及び地方レベルでの行動を奨励し支援しなければならない。

2. 各国は、障害者施策に関する計画及びプログラムに関連するか、あるいは障害のある人々の経済的、社会的状態に影響を与えるすべての意思決定に障害者関係団体を参加させなければならない。

3. 障害者のある人々の有するニーズと関心は、一般の開発計画に含まれなければならない、個別に取り

扱われてはならない。

4. 国が最終的に有する障害のある人々の状況に対する最終的な責任は、他者が有する責任を免除するものではない。社会における情報のサービス、活動あるいは提供に係る者はそのような計画が障害のある人々に利用できるようにする責任を引き受けるように奨励されなければならない。

5. 各国は、地域社会による障害のある人々のためのプログラムと方法の開発を助長しなければならない。これを行う一つの方法として、地方職員のために開発マニュアルあるいはチェックリストを作成し、訓練計画を提供することもある。

規則 15 立法

各国は、障害のある人々の完全参加と平等の目標を実現する措置の法的基礎を創設する責任を有する。

1. 市民の権利と義務を規定している国内立法は、障害のある人々の権利及び義務を含まなければならない。各国は、障害のある人々がその他の市民と等しく、人としての権利、市民的、政治的な権利を含む権利を行使できるようにする義務を有する。各国は、障害者関係団体が障害のある人々の権利に関する国内立法の発展及びその法律の継続的な評価に関与することを確保しなければならない。

2. 嫌がらせや犠牲化を含む障害のある人々の生活に不利に働くかもしれない状況を取り除くための立法行為が必要となる場合もある。障害のある人々に対するいかなる差別的な規定も排除されなければならない。国内立法は、無差別の原則を侵害した場合の適当な処罰を規定しなければならない。

3. 障害のある人々に関する国内立法は2つの異なった形態で現れるであろう。権利と義務は一般法に含まれるか、または特別立法に規定されよう。障害のある人々のための特別立法は、いくつかの方法によって定められよう。

(a) 障害に関する事項のみを扱う個別の立法を行う。

(b) 特定の問題についての立法の中に障害に関する事項を含める。

(c) 既存の立法の解釈に利用する文書で特に障害者に言及する。

これらの異なった方法を組み合わせることが望まし

い。優遇措置規定も検討されよう。

4. 各国は、障害のある人々の利益を保護するために公の法令による苦情処理機関の設立を検討するであろう。

規則 16 経済政策

各国は、障害者の機会均等化のための国内計画と措置に関する財政的な責任を有する。

1. 各国はすべての国家、地域、地方の政府機関の一般予算に障害者に関する事項を含めなければならない。

2. 各国は、非政府組織、その他関心を有する団体は障害者施策に関する最も効果的な支援計画や措置を決定するために相互に連絡をとらなければならない。

3. 各国は、社会における障害のある人々の平等な参加を奨励し支援する経済的措置（貸し付け、税金免除、使途が明示された交付金、特別基金等）の使用を考慮しなければならない。

4. 多くの国においては、草の根レベルにおける様々な試験的な計画及び自助プログラムを支援するような障害開発基金を設立することが適当であろう。

規則 17 作業の調整

各国は、障害者施策問題の国内の中央連絡先として機能する国内調整委員会又は同様の機関の設立及びその強化の責任を有する。

1. 国内調整委員会又は同様の機関は、永久的で法的及び適切な行政規則に基づいたものでなければならない。

2. 私的及び公的機関の代表者を組み合わせることは、様々な部門や分野からなる構成を最も満たすものと認められる。代表者は関係省庁、障害者関係団体及びその他の非政府組織から選出することができる。

3. 障害者関係団体は、その関心の適当なフィードバックを確保するために国内調整委員会に相当の影響力を有さなければならない。

4. 国内調整委員会は、その意思決定能力に関する責任を履行するために十分な自立性と資源が提供されなければならない。委員会は、政府の最も高いレ

ベルに報告を行わなければならない。

規則 18 障害者関係団体

各国は、障害者関係団体が国、地域及び地方レベルにおいて障害のある人々を代表する権利を認めなければならない。各国はまた、障害に関する事項の意思決定における障害者関係団体の諮問的役割を認めなければならない。

1. 各国は、障害のある人々、その家族構成員及び（あるいは）代理人の組織を経済的にあるいはその他の方法で形成し強化することを奨励し支援しなければならない。

2. 各国は、障害者関係団体との継続的な連絡を確立し、それが政府の施策の策定に参加することを確保しなければならない。

3. 障害者関係団体の役割は、ニーズと優先度を明らかにすること、障害のある人々の生活に関するサービスや措置の計画、履行及び評価に参加すること、一般の意識に貢献すること及び変化を唱導することである。

4. 自助の手段として、障害者関係団体は様々な分野における技能の開発、会員間の相互支援及び情報の共有の機会を提供し助長する。

5. 障害者関係団体は、政府出資機関の理事会の永続的な代表権を有する、公の委員会の委員を務める、様々な計画に専門的知識を提供する等多様な方法でその諮問的な役割を果たすことができるであろう。

6. 障害者関係団体の諮問的な役割は、各国と団体の間の意見や情報の交換を充実させ、深めるために継続的でなければならない。

7. 団体は、永続的に国内調整委員会又は同様の機関において代表されなければならない。

8. 障害のある人々の地方団体の役割は、それらの団体が地域レベルの事項への影響を確保するために発展され、強化されなければならない。

規則 19 人的訓練

各国は、すべてのレベルにおいて障害者施策に関する計画とサービスの計画と提供に係わる人員の適当な訓練を確保する責任を有する。

1. 各国は、障害の分野におけるサービスを提供す

るすべての当局が、その人員に適当な訓練を行うことを確保しなければならない。

2. 障害の分野の専門職員の訓練においては、一般の訓練計画における障害についての情報提供の際と同様に、完全参加と平等の原則が適切に反映されなければならない。

3. 各国は、障害者関係団体と協議を行って訓練計画を開発しなければならない。障害のある人々はスタッフ訓練計画に教員、インストラクター又はアドバイザーとして参加しなければならない。

4. 地域の奉仕員の訓練は、特に開発途上国においては非常に戦略的な重要性を有する。この訓練は、障害のある人々を含むべきで、障害のある人々、その両親、家族及び地域の構成員によって実行することのできる技術と同様に適当な価値、能力及び技能の開発も含まなければならない。

規則 20 標準規則の履行における障害者施策計画の国内監視と評価

各国は、障害者の機会均等化に関する国内計画及びサービスの履行を継続的に監視し、評価する責任を有する。

1. 各国は、定期的及び系統的に国内の障害者施策計画を評価し、評価の根拠と結果を公表しなければならない。

2. 各国は、障害者施策関係の計画やサービスの評価のために用語と基準を作成し採用しなければならない。

3. このような基準や用語は、最初の概念・計画段階から障害者関係団体との緊密な協力の下で作成されなければならない。

4. 各国は、障害の分野における国内評価のための共通の基準を開発するため国際協力に参加しなければならない。各国はまた、国内調整委員会に参加を奨励しなければならない。

5. 障害の分野における様々な計画の評価は、その施策目標を履行する上で全体の効率が評価できるように計画の段階で実施されなければならない。

規則 21 技術・経済協力

各国は、先進国と開発途上国とも、開発途上国に

おける障害のある人々の生活状況の改善のため協力し措置をとる責任を有する。

1．障害のある難民を含む，障害者の機会均等化を達成するための措置は，総合開発計画に統合されなければならない。

2．そのような措置は，二国間及び多国間，政府間及び民間によるすべての形態の技術及び経済協力を統合されなければならない。各国は，協力に関するカウンターパートとの協議において障害者施策問題を持ち出さなければならない。

3．技術及び経済協力計画を策定あるいは見直しを行う際には，そのような計画が障害のある人々の状況に与える影響に特に注意を払わなければならない。障害のある人々と障害者関係団体は，障害のある人々のためのあらゆる開発計画の策定の際に協議を受けることは最も重要である。彼らは直接にそのような計画の策定，履行及び評価に参加しなければならない。

4．技術及び経済協力のための優先分野には以下のものを含まなければならない。

(a) 障害のある人々の技術，技能及び能力の開発を通ずる人的資源の開発及び障害者のための雇用開発活動の開始。

(b) 障害に関する適当な技術及びノウ・ハウの開発と普及。

5．各国はまた，障害者関係団体の形成と強化の支援を促進するよう奨励される。

6．各国は，技術及び経済協力計画に関与する行政

機関のすべてのレベルのスタッフの間で障害についての知識を向上させる措置をとらなければならない。

規則 2 2 国際協力

各国は，障害者の機会均等化のための施策に関する国際協力を積極的に参加しなければならない。

1．国連，専門機関及びその他関連する政府間機関において，各国は障害者施策の開発に参加しなければならない。

2．適当と思われる際には常に，各国は，基準，情報交換，開発計画等に関する一般的な交渉において障害に関する側面を取り入れなければならない。

3．各国は，下記の機関との間で知識と経験の交換を奨励し支援しなければならない。

(a) 障害者施策問題に関する非政府組織。

(b) 障害者施策問題に係わっている調査機関と個人の研究者。

(c) 障害者施策問題の分野の実践プログラムと専門グループの代表者。

(d) 障害者関係団体。

(e) 国内調整委員会。

4．各国は，国際レベル及び地域レベルでの国連及び国連の専門機関，また政府間機関及び議会間組織がその作業を行う際に障害のある人々の国際的及び地域的団体を参加させることを確保しなければならない。

IV モニタリング・メカニズム

1．モニタリング・メカニズムの目的は，標準規則をより効果的に履行することである。それは各国が規則の履行の水準を評価し，その進捗を測定することに貢献するであろう。モニタリングは，障壁を明らかにし，規則の履行の成功に貢献するような適当な方法を示唆しなければならない。モニタリング・メカニズムは各国それぞれの経済的，社会的，文化的特徴を認識するであろう。諮問的なサービスの提供と各国間の経験及び情報の交換は，また重要な要素でなければならない。

2．障害者の機会均等化に関する標準規則は，社会開発委員会の会期の枠組み中で監視されるであろう。

障害者施策問題と国際機関に関連する広範な経験を有する報告者が，必要であれば，特別な財源によって標準規則の履行の監視をするために3年間任命されるであろう。

3．経済社会理事会の諮問資格を有する障害のある人々の国際組織と，また自らの組織を構成していない障害のある人々を代表する組織は，様々な種類の障害及び必要な均等な地理的配分を考慮して，それらの間で障害のある人々が過半数を有する専門家委員会を創設するよう招請され，特別報告者及び適当な場合には事務局により協議を受けるであろう。

4．専門家委員会は，標準規則の促進，履行及び監

視に関して検討し、助言を行い、フィードバック及び示唆を提供するよう特別報告者によって奨励されるであろう。

5．特別報告者は、各国、国連組織内の機関及び政府間機関と障害者関係団体を含む非政府組織に対して、質問表を送付するであろう。質問表は、各国における標準規則の履行計画に充てられなければならない。質問表は選択方式とし、詳細な評価を行うために多くの特定の規則を含まなければならない。質問を準備するに当たって、特別報告者は専門家委員会及び事務局と協議しなければならない。

6．特別報告者は、各国のみならず、地方の非政府組織とも直接対話を求め、報告書に含める予定のいかなる情報についても見解及び意見を求めるであろう。特別報告者は標準規則の履行と監視に関する諮問サービスを提供し、質問表に対する回答の準備を支援するであろう。

7．障害者施策問題の国連の中央連絡先である国際連合ウィーン事務所社会開発人道問題センター、国連開発計画及び地域委員会、専門機関及び機関間会合などの、国連内のその他の組織及び機構は、国内レベルで標準規則の履行と監視において特別報告者と協力するであろう。

8．特別報告者は、事務局の支援を得て、第34回及び第35回社会開発委員会に提出する報告書を作成するであろう。そのような報告書を準備するに当たって、特別報告者は専門家委員会と協議しなければならない。

9．各国は、国内調整委員会又は同様の機関が履行と監視に参加するように奨励しなければならない。国内レベルでの障害に関する問題の中央連絡先とし

て、標準規則の監視を調整するための手続きを確立するよう奨励されなければならない。障害者関係団体は積極的にすべてのレベルの監視プロセスに参加するよう奨励されなければならない。

10．特別財源が認定された場合には、標準規則の地域内の一つあるいは複数のアドバイザー・ポストが各国に次を含む直接のサービスを提供するために設けられなければならない。

(a) 標準規則の内容に関する国内及び地域的な訓練セミナーの開催。

(b) 標準規則の履行のための戦略を支援する指針の開発。

(c) 標準規則の履行に関する最も良い実施例についての情報の普及。

11．第34回社会開発委員会は、特別報告者の報告書を検討し、標準規則の適用の改善方法に関する勧告を行うためにオープン・エンド作業部会を設立しなければならない。オープン・エンド作業部会を通じての特別報告者の報告書の検討において、委員会は経済社会理事会の機能委員会の手続き規則第71条と第76条に従って、国際的な障害者組織及び専門機関と協議するであろう。

12．特別報告者の任期終了後の会期において、委員会は特別報告者の任期を延長するのか、新しい特別報告者を任命するのか、あるいは他のモニタリング・メカニズムを発足させるかの可能性を検討しなければならない。経済社会理事会に対して適当な勧告を行わなければならない。

13．各国は、標準規則のより一層の履行を進めるため国連障害者任意基金へ拠出するよう奨励されなければならない。